

資源有効利用促進法に基づく 識別表示のサイズの縮小等について (スチール缶、アルミ缶、PET製容器)

令和元年 10 月 31 日

目次

1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示
2. 容器包装の識別表示を取り巻く状況
3. 消費者へのWebアンケート調査結果
4. 関係者へのヒアリング調査結果／検討委員会での検討結果
5. 今後の取組の方向性

1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示

(1) 容器包装の識別表示について

- 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第24条第1項の規定に基づき、指定表示製品(スチール缶、アルミ缶、PET製容器等)については、再生資源の利用を促進するため、分別回収のための表示を製造事業者等に義務付けている。
- いずれも指定当時から30年弱が経過し、分別回収が促進され、消費者の意識も定着している。

- ・ 鋼製の缶(飲料・酒類)※スチール缶
- ・ アルミニウム製の缶(飲料・酒類)※アルミ缶
- ・ ポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料・酒類、特定調味料)※PET製容器
- ・ 紙製容器包装(段ボール製の容器包装、飲料・酒類の紙製容器(アルミ不使用)を除く)
- ・ プラスチック製容器包装(ポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料・酒類、特定調味料用を除く))

見直し
対象



鋼製の缶



アルミニウム製の缶



ポリエチレンテレフタレート製の容器



紙製容器包装



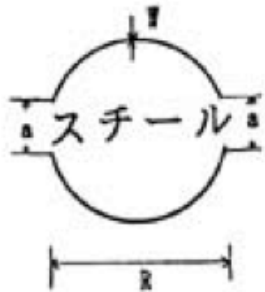
プラスチック製容器包装

1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示

(2) スチール缶マークの様式

● スチール缶マークの様式(形状、寸法)(平成3年～)

※平成三年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号「鋼製またはアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」にて定めている



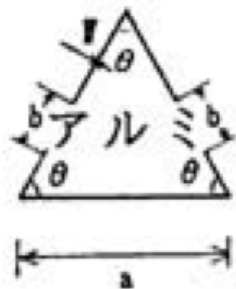
様式番号	指定表示製品の区分	円の外径 (R)	円の切れ目 の幅 (a)	縦の幅 (w)	文字の大きさ
様式1	缶胴の外径が60.0mm 未満の場合	<u>17mm以上</u>	10mm以内	1mm以上	日本産業規格Z8305に規定する14ポイントの活字以上
様式2	缶胴の外径が60.0mm 以上の場合	<u>20mm以上</u>	12mm以内	1mm以上	日本産業規格Z8305に規定する16ポイントの活字以上

1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示

(3) アルミ缶マークの様式

● アルミ缶マークの様式(形状、寸法)(平成3年～)

※平成三年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号「鋼製またはアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」にて定めている



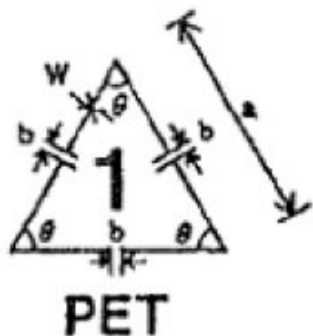
様式番号	指定表示製品の区分	一辺の長さ (a)	一辺の切れ 目の幅 (b)	線の幅 (w)	1つの 角の大 きさ(θ)	文字の大きさ
様式3	缶胴の外径が 60.0mm未満の場合	<u>17mm以上</u>	10mm以内	1mm以上	60°	日本産業規格Z8305に規定する14ポイントの活字以上
様式4	缶胴の外径が 60.0mm以上の場合	<u>20mm以上</u>	12mm以内	1mm以上	60°	日本産業規格Z8305に規定する16ポイントの活字以上

1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示

(4)PET製容器の様式

● PET製容器の様式(形状、寸法)(平成5年～)

※平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」にて定めている



様式番号	指定表示 製品の区分	一辺の長さ (a)	一辺の切れ目 の幅 (b)	線の幅 (W)	1つの角の 大きさ(θ)	数字の大きさ	文字の大きさ
様式1	容器への刻印	8mm以上	0.3mm以上 0.8mm未満	0.7mm以上	60°	日本産業規格 Z8305に規定する 7ポイントの 活字以上	日本産業規格 Z8305に規定する 5ポイントの活 字以上
様式2	容器への印刷ま たはラベルであ り内容積が 150ml以上1L未 満	<u>15mm以上</u>	0.7mm以上 1.1mm未満	1.4mm以上	60°	日本産業規格 Z8305に規定する 13ポイントの 活字以上	日本産業規格 Z8305に規定する 9ポイントの活 字以上
様式3	容器への印刷ま たはラベルであ り内容積が1L以 上4L未満	<u>21mm以上</u>	1.0mm以上 1.5mm未満	2.1mm以上	60°	日本産業規格 Z8305に規定する 20ポイントの 活字以上	日本産業規格 Z8305に規定する 13ポイントの 活字以上
様式4	容器への印刷ま たはラベルであ り内容積が4L以 上	<u>28mm以上</u>	1.5mm以上 2.0mm未満	2.8mm以上	60°	日本産業規格 Z8305に規定する 26ポイントの 活字以上	日本産業規格 Z8305に規定する 17ポイントの 活字以上

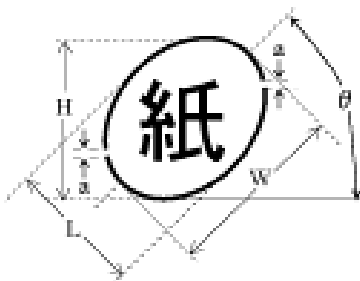
1. 資源有効利用促進法に基づく識別表示

(5) 紙製容器包装／プラスチック製容器包装マークの様式

● 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装マークの様式(形状、寸法)(平成13年～)

※平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号「特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令」にて定めている

様式一・二



H: 高さ

印刷・ラベル……6mm以上

刻印……8mm以上

L: 短外径 LはHの7/8

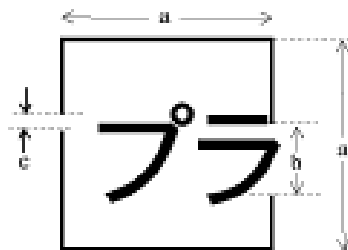
W: 長外径 WはHの1.1倍

a: 楕円の切れ目の幅(Hの7/100以内)

θ: 楕円の傾き(45°)

文字の大きさは日本産業規格Z8305に規定する6ポイントの活字以上(印刷・ラベル)又は8ポイントの活字以上(刻印)の大きさとする。

様式三・四



a: 一辺の長さ

印刷・ラベル……6mm以上

刻印……8mm以上

b: 正方形の切れ目の幅(aの2/5以内)

c: 正方形の切れ目の幅(aの1/14以内)

文字の大きさは日本産業規格Z8305に規定する6ポイントの活字以上(印刷・ラベル)又は8ポイントの活字以上(刻印)の大きさとする。

2. 容器包装の識別表示を取り巻く状況

- 容器包装の識別表示を取り巻く状況は、識別表示の開始時から変化しており、規制の影響（表示の増加）や、消費傾向の変化（飲料容器の小型化）により表示に可能なスペースが小さくなる傾向にある。また、事業者によるラベルの使用量削減といったリデュースの取組も行われている。
- こうした状況変化に適切に対応しつつ、一層の効果的なリデュース等を推進するため、検討委員会を設け、識別表示の見直しを検討。

（検討事項）スチール缶・アルミ缶・PET製容器の識別表示のサイズの縮小
PET製容器のラベルレス化の推進



2. 容器包装の識別表示を取り巻く状況 (参考1)食品表示法について

平成27年食品表示法の施行に伴い、容器包装または当該容器包装に付されるラベル等への記載事項が増加傾向となっている。

生鮮食品の表示概要		農産物の表示概要	●表示事項… 「名称」「原産地」等
		畜産物の表示概要	●表示事項… 「名称」「原産地」等
		水産物の表示概要	●表示事項… 「名称」「原産地」等
		玄米及び精米の表示概要	●表示事項… 「名称」、「原料玄米」、「内容量」、 「調製年月日、精米年月日又は輸入年月日」、 「食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」
		加工食品の表示概要	●表示事項… 「名称」、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、 「原材料名」、「添加物」、「内容量又は固形量及び内容総量」、 「栄養成分の量及び熱量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、 「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」等

スチール缶・アルミ缶・PET製容器が多く該当する加工食品の表示が他の分類に比べ多い

2. 容器包装の識別表示を取り巻く状況 (参考2) 食品表示法について(PET製容器)

2014年時点



2019年時点



栄養成分表示
の義務化

2. 容器包装の識別表示を取り巻く状況

(参考3)PET製容器における3Rの促進に向けた事業者の取組(ラベルレス)

食品表示法によって容器への記載事項が増加している中、一部の飲料メーカーでは、通信販売(箱売り)でのPET製容器のラベルレス化により、容器包装廃棄物量の削減に伴う環境負荷低減やラベルを剥がす手間を省くことに伴う、消費者における分別排出の容易化に向けた取組が進められている。

また、ラベルレス製品は、リサイクル業者の分別作業も容易になるというメリットがある。



新しいラベルレス商品(アサヒ飲料)

2. 容器包装の識別表示を取り巻く状況（検討委員会の目的・開催状況）

「容器包装リサイクル可能量等実態調査及び容器包装識別表示検討調査」 検討委員会

目的	● 容器包装の識別表示を取り巻く状況は識別表示施行開始時から変化しており、一例として、食品表示法における栄養成分表示及び原料原産地表示の義務化に伴い、容器包装または当該容器包装に付されるラベル等への記載事項が増加傾向となっている。 ● また、PET製容器については、ボトルの軽量化のみならずラベルの廃棄量の削減により、容器包装廃棄物量の削減に伴う環境負荷低減やラベルを剥がす手間を省くことに伴う消費者における分別排出の容易化等が進められている。 ● このため、本委員会では、消費者による分別排出が定着している状況及び容器包装の識別表示を取り巻く状況変化に適切に対応しつつ、容器包装に付されるラベル等の使用量の削減や簡略化による容器包装のリデュースを継続的に推進していくため、<u>識別表示の標準となるべき事項の内、様式（表示の大きさ）及び表示方法の見直しの必要性を中心に検討するとともに、容器包装に付されるラベル等の使用量の削減や簡略化による容器包装の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を継続的に推進するための方策についてご意見をいただくことを目的とした。</u> ● 今回の検討対象は、上記記載のとおり容器包装の識別表示を取り巻く状況変化が大きい<u>スチール缶、アルミ缶、PET製容器</u>とした。
開催状況	第1回 7月30日 第2回 8月29日 第3回 10月21～25日（書面審議）

2. 容器包装の識別表示を取り巻く状況(検討委員会 委員一覧)

「容器包装リサイクル可能量等実態調査及び容器包装識別表示検討調査」 検討委員会 委員一覧

【委員長】		(敬称略)
早稲田大学 理工学術院	教授	大和田 秀二
【委員】		
公益社団法人 全国都市清掃会議	専務理事	大熊 洋二
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会	代表理事 副会長	大石 美奈子
NPO法人 持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長	鬼沢 良子
スチール缶リサイクル協会	専務理事	中田 良平
アルミ缶リサイクル協会	専務理事	保谷 敬三
PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事	秋野 卓也
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ PETボトル事業部長	前川 恵士
公益社団法人 食品容器環境美化協会	専務理事	山本 景一
一般社団法人 全国清涼飲料連合会	専務理事	河野 敦夫
一般財団法人 食品産業センター	専務理事	田辺 義貴
日本製缶協会	専務理事	鈴木 稔
ビール酒造組合	審議役	齋藤 哲哉
【オブザーバー】		
消費者庁、国税庁、農林水産省、環境省		

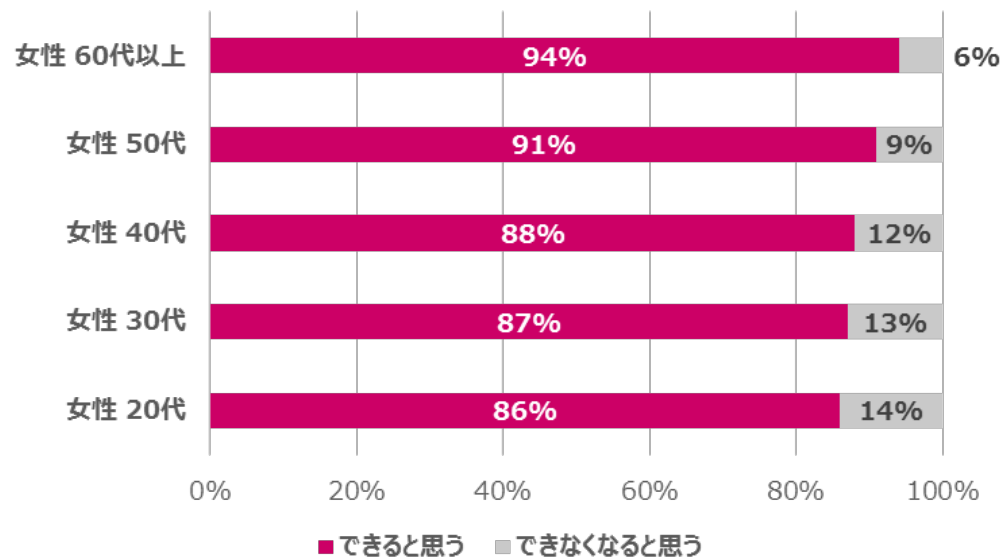
3. 消費者へのWebアンケート調査結果

(1) スチール缶における識別表示サイズ縮小の消費者への影響

スチール缶の識別表示をプラマークと同程度のサイズに縮小した場合、
ほとんど(約9割程度)が分別への影響を受けないと回答(男女)

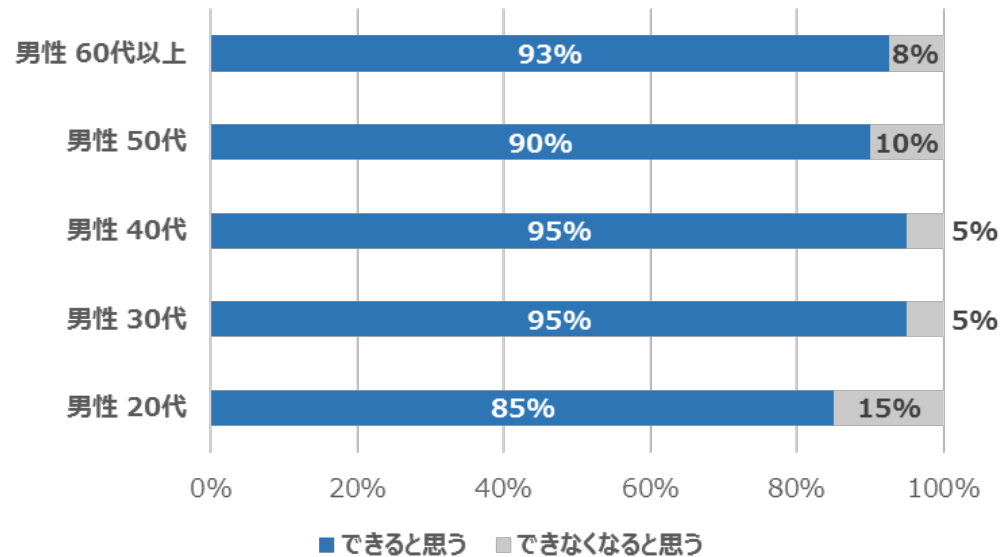
識別マークの縮小による分別への影響 (女性)

缶胴の外径が60.0mm未満



識別マークの縮小による分別への影響 (男性)

缶胴の外径が60.0mm未満



※Webアンケート: 分別排出している消費者に対する1,200サンプルの調査結果

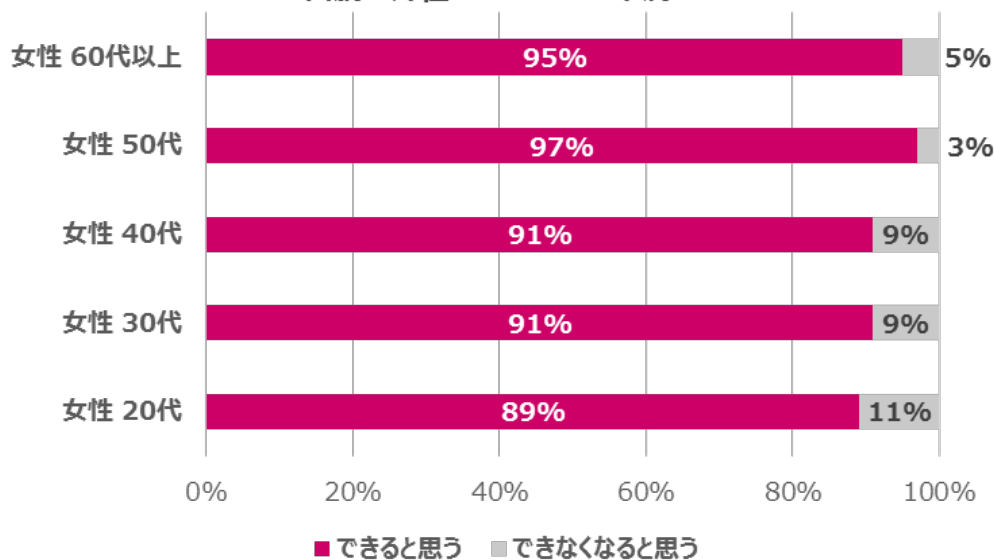
3. 消費者へのWebアンケート調査結果

(2) アルミ缶における識別表示サイズ縮小の消費者への影響

アルミ缶の識別表示をプラマークと同程度のサイズに縮小した場合、
ほとんど(約9割程度)が分別への影響を受けないと回答(男女)

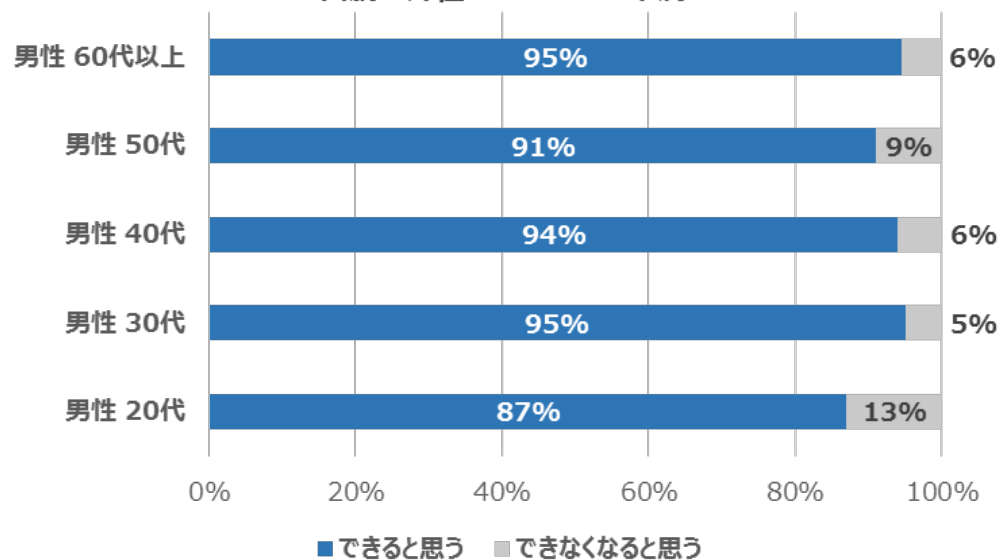
識別マークの縮小による分別への影響 (女性)

缶胴の外径が60.0mm未満



識別マークの縮小による分別への影響 (男性)

缶胴の外径が60.0mm未満

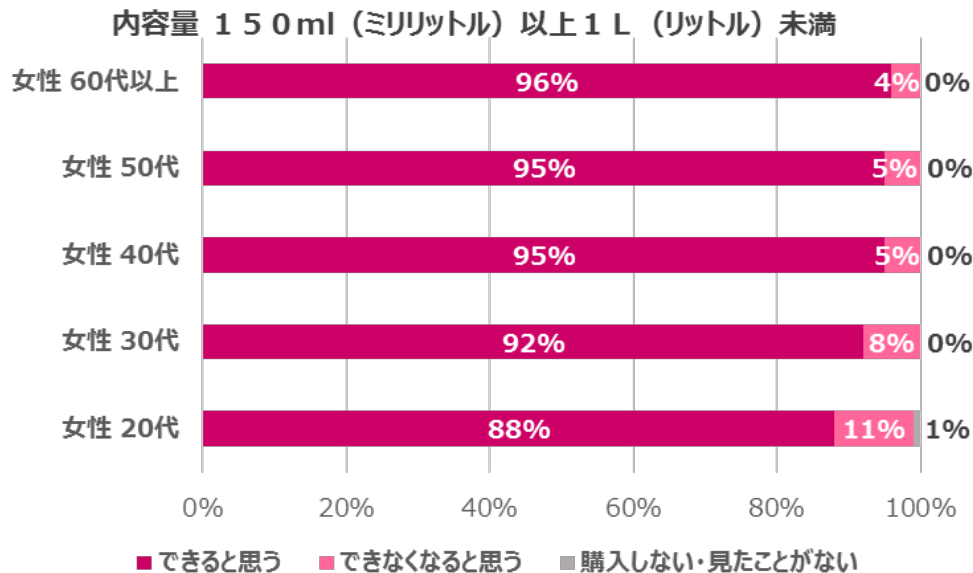


3. 消費者へのWebアンケート調査結果

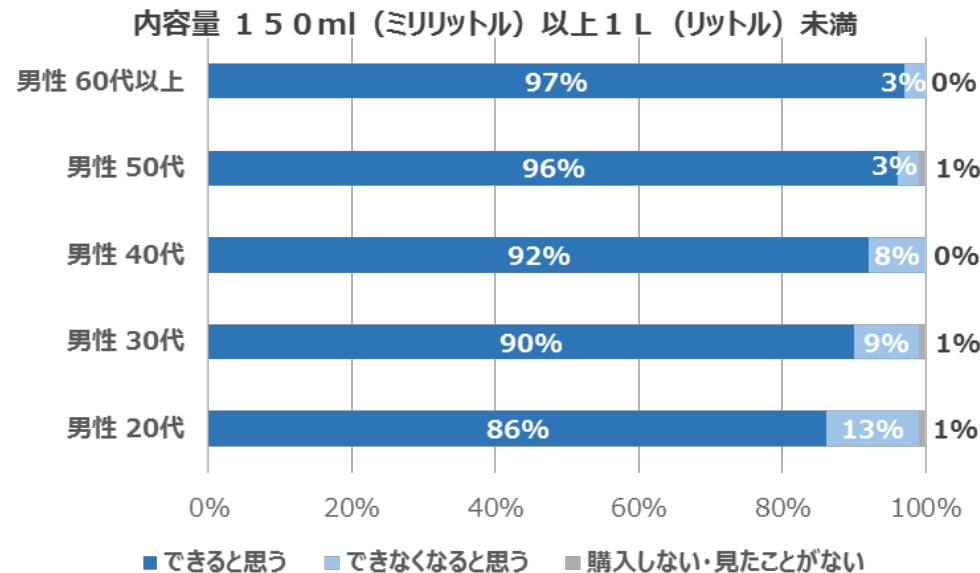
(3)PET製容器における識別表示サイズ縮小の消費者への影響

PET製容器の識別表示をプラマークと同程度のサイズに縮小した場合、
ほとんど(約9割程度)が分別への影響を受けないと回答(男女)

識別マークの縮小による分別への影響（女性）



識別マークの縮小による分別への影響（男性）



※550mlのPETボトル等を含むサイズ

4. 関係者へのヒアリング調査結果／検討委員会での検討結果

(1) 識別表示のサイズ縮小の分別回収への影響

自治体へのヒアリング調査

- PET製容器は形状を見れば判断できるのでは、というご意見が大勢を占めた。スチール缶及びアルミ缶を一括りに行政回収している自治体に関しては、資源化施設にて磁力選別を実施しているので特に問題ない。ごみの分別カレンダーなどでもスチール缶、アルミ缶のマークを記載していない。
- スチール缶及びアルミ缶を区分して回収している自治体に関しては、分別回収後の後工程（資源化業者での選別工程等）にて区分しているためリサイクル率には影響がない。また、マークが小さくなることによる分別排出への影響（高齢者）は、「あまりないのでは」「影響が考えられる」との回答に分かれた。なお、前者は触った感触（スチールは硬い／アルミはやわらかい）にてわかるのでは、というコメント、後者は一時的に影響が考えられるが広報・周知を行うことで対応可能では、というコメントを受けた。
- 高齢者の方からスチール缶／アルミ缶の該否やリサイクルマークについて問合せを受けるケースや、PET製容器の該否に関する問合せを受けるケースはほとんどないとのこと。

※6自治体の担当者にヒアリングを実施（一部消費者に直接ヒアリング）。

4. 関係者へのヒアリング調査結果／検討委員会での検討結果

(2) 識別表示のサイズ縮小の分別回収への影響

消費者団体へのヒアリング調査

- スチール缶、アルミ缶、PET製容器ともに形状や感触で判断できるのでは、というご意見が大勢を占めた。
また、スチール缶及びアルミ缶に関して、行政回収している場合には資源化施設にて磁力選別を実施しているので特に問題ない。
- 識別表示のサイズを小さくするのではなく商品の宣伝を小さくすればよい。食品表示などが増えるというが、現状では商品の宣伝部分が非常に多い。(自治体へのヒアリング時に実施した消費者のコメント)
- 識別表示のマークのサイズを小さくした場合、その分商品の宣伝部分が大きくならないようにしてもらいたい。
- 食の安全のため、健康のため、表示が増えるので小さくしなければいけないということをきちんと伝える必要がある。

高齢者へのアンケート調査(紙媒体による調査)

- 消費者団体に協力いただき、50代以上の市民の方に紙媒体(アンケート票)を用いて調査を実施した(集計時点回答数:192)。
- 約9割を越える回答者が、スチール缶・アルミ缶・PET製容器における識別表示がプラマークと同様のサイズになっても、資源として分別することが出来ると回答した。

4. 関係者へのヒアリング調査結果／検討委員会での検討結果

(3) 識別表示のサイズ縮小の分別回収への影響

再生処理事業者へのヒアリング調査

再生処理事業における再商品化製品の品質や再商品化率に与える影響

- スチール缶及びアルミ缶については、資源化業者の選別工程等にて区分しているためリサイクル率には影響がない。
- PET製容器については、自治体が排出時に市民によるラベル除去を推奨しており、再商品化事業者に取り取られる時点ではラベルは無い状態（現実には自治体によりラベル除去率に差異がある）のため、容器本体への識別マークの刻印義務化は継続してもらいたい（ラベルがなくなった際にPET製容器の該否を確認する方法として引き続き必要）。

検討委員会での検討結果（識別表示サイズの縮小）

- スチール缶、アルミ缶及びPET製容器の識別表示のサイズを、紙製又はプラスチック製のものと同等の大きさに縮小することについては、消費者へのアンケートでは、多くが今まで通り分別排出できるとの回答が多く、また、自治体での分別収集においては、十分に認知されており、形状や感触で判断できるとの意見が大勢を占めたこと、缶については分別回収後の磁力選別の実施など、分別収集に特に影響が無いとの意見であったこと、更に、消費者団体や関係団体で検討したところ、サイズの縮小は特段の問題が無いとされたことを踏まえ、リサイクルへの特段の影響が無い範囲で、スチール缶又はアルミ缶、PET製容器の識別表示サイズの縮小を行う方向で取り組むことが望ましいとされた。（関連意見）・表示サイズの縮小に係る周知や見つけやすい箇所に表示する等各業界団体に協力と前向きな検討を進めてもらいたい。

4. 関係者へのヒアリング調査結果／検討委員会での検討結果

(4) ラベルレス化の推進

消費者等からの意見

- 消費者からの意見(自治体を介したヒアリング)では、ラベルレスに関して、現在のプラスチック問題を考えるとできるだけラベルがなくなっていくことが理想ではないか、箱売りの場合、ダンボールに識別表示マークが書いてあればいいのではないか。
- リサイクルの観点からは、ラベルやタックシールがないほうが再生品の品質向上に繋がるので是非進めてもらいたい。(関係団体からの意見)

検討委員会での検討結果(ラベルレス化の推進)

近年、一部の飲料メーカーでは、PET製容器の通信販売(箱売)の形態のみにおいて、プラスチックのリデュースを促進するため、ラベルレス製品(個別容器には、刻印しつつ、リサイクルに係るプラスチックラベルを省略し、当該ラベルに代えて小型のタックシールのみ貼り付けることとし、外装(段ボール)には食品表示法における表示を一括して表示)での取組が行われている。

検討委員会において、一層の効果的なリデュース等を推進する観点から、ラベルレス化の一層の推進を検討したところ、PET製容器については、分別排出について十分認知されており、リサイクルに係る表示も、外装(段ボール等)へ一括表示し、個別容器へのタックシールの貼付をも省略することで、

- ・一層のプラスチック等の使用削減(リデュースの向上)に寄与する効果が見込まれること
- ・ラベルを取り外す手間を省略し、消費者の分別排出の容易化や再商品化時の不純物除去に寄与することから、PET製容器のラベルレス化の一層の推進を行う方向で取り組むことが望ましいとされた。

(関連意見)・PET製容器の刻印は、リサイクル、及びラベルが無くなった際に消費者がPET製容器の該否を確認する方法として引き続き必要。

5. 今後の取組の方向性

識別表示のサイズの縮小、ラベルレス化の一層の推進

- スチール缶、アルミ缶、PET製容器の識別表示のサイズについて、紙・プラと同等のサイズに縮小する。
- PET製容器については、外装に表示するときは、個別容器への表示を省略する。

(留意点)

- 識別表示マークの変更に際して、市民への丁寧な周知を行い、理解を促すことが重要。こうした取組への各業界団体等の理解と協力が期待される。
- 識別表示のサイズの縮小に合わせ、識別マークを見つけやすい箇所に表示するなど、業界団体での検討や、サイズの縮小により商品の宣伝部分を増やさないなど、本趣旨を踏まえた取組が期待される。